

## 資料編

# 1 地域福祉活動計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 町田市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定について、地域福祉活動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、活動計画の策定に関し必要な事項について協議し、答申する。

(委員会の構成)

第3条 委員の定数は、18名以内で構成し、会長がこれを委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(作業起草委員会)

第7条 委員会の効率的な運営を図るために、作業起草委員会を設置する。

2 作業起草委員会は、活動計画の素案作成及び委員会への必要な情報の提供と、資料の作成にあたる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

平成27年8月27日 制定

## 2 検討体制

### (1) 第四次町田市地域福祉活動計画策定検討委員会

【任期：平成28年4月26日～平成29年3月31日】

(順不同敬称略)

氏名	所属
◎小野 敏明	田園調布学園大学名誉教授
○宮城 孝	法政大学現代福祉学部教授
町野 眞里子	町田市民生委員児童委員協議会
松香 光夫	町田市町内会自治会連合会
東海林 幸二	町田市老人クラブ連合会
加門 大亮	町田市介護サービスネットワーク
大久保 悦子	町田市社会福祉法人施設等連絡会
江口 紀江	町田市法人立保育園協会
岡山 茂久	町田ボランティア連絡協議会
岡田 栄	まちだNPO法人連合会
井上 勉	町田市青少年健全育成地区委員会
石塚 正子	ふれあいサロン代表者
三並 愛司	地区社協担当者(南町田地区)
高橋 協子	地域福祉推進部会
須崎 信孝	町田市地域福祉部長
堀場 淳	町田市いきいき生活部長
小池 晃	町田市子ども生活部長
持田 勝正	町田市市民協働推進担当部長

◎は委員長、○は副委員長

## (2) 第四次町田市地域福祉活動計画策定に向けた作業起草委員会

(順不同敬称略)

氏名	所属
平林 隆彦	町田市地域福祉部福祉総務課
奥山 孝	町田市いきいき生活部高齢者福祉課
佐藤 智恵	町田市子ども生活部児童青少年課
若林 眞一	町田市市民部市民協働推進課
叶内 ひとみ	町田市保健所保健総務課
荒木 睦子	町田市社会福祉協議会 総務担当
仲泊 昌仁	町田市社会福祉協議会 地域福祉推進担当
佐々木 麻衣子	町田市社会福祉協議会 地域福祉推進担当
永田 隆	町田市社会福祉協議会 せりがや事業担当
宮本 真紀	町田市社会福祉協議会 学童保育事業担当

## (3) 第四次町田市地域福祉活動計画策定に向けた作業プロジェクトチーム

(順不同)

氏名	所属
永田 隆	町田市社会福祉協議会 せりがや事業担当主幹
井藤 親子	町田市社会福祉協議会 地域福祉推進担当統括主査
仲泊 昌仁	町田市社会福祉協議会 地域福祉推進担当主査
佐々木 麻衣子	町田市社会福祉協議会 地域福祉推進担当主任
星 淑恵	町田市社会福祉協議会 地域生活支援担当主幹
金松 美恵	町田市社会福祉協議会 地域生活支援担当主査
内田 正郁	町田市社会福祉協議会 せりがや事業担当
宮本 真紀	町田市社会福祉協議会 学童保育事業担当主査
坂森 等	町田市社会福祉協議会 総務担当主査
荒木 睦子	町田市社会福祉協議会 総務担当統括主査

### 3 地域福祉活動計画策定検討経過

日時	内容	会議事項等
2015年 10月～11月	団体アンケート調査実施	—
2016年 1月～2月	地区別住民懇談会実施	—
2016年 4月26日 (火)	第1回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定検討委員 会	1. 委員委嘱 (1) 委嘱状交付 (2) 会長挨拶 2. 開会 (1) 委員自己紹介 (2) 委員長及び副委員長選出 3. 議題 (1) 第四次町田市地域福祉活動計画の策定方針につ いて 4. その他
2016年 6月17日 (金)	第1回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定に向けた 作業起草委員会	1. 開会 2. 議題 (1) 第1回策定委員会の結果について (2) 第2回策定委員会の議題について 3. その他
2016年 6月30日 (木)	第2回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定検討委員 会	1. 開会 2. 議題 (1) 第三次計画の評価について (2) 第四次計画の課題と方向について (3) 第四次計画の基本的考え方と体系について 3. その他
2016年 9月27日 (火)	第2回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定に向けた 作業起草委員会	1. 開会 2. 議題 (1) 第2回策定委員会の結果について (2) 第3回策定委員会の議題について 3. その他
2016年 10月5日 (水)	第3回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定検討委員 会	1. 開会 2. 議題 (1) 素案作成と今後の方向性について 3. その他
2016年 11月14日 (月)	第3回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定に向けた 作業起草委員会	1. 開会 2. 議題 (1) 素案作成と今後の方向性について 3. その他

日時	内容	会議事項等
2016年 11月29日 (火)	第4回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定検討委員 会	1. 開会 2. 議題 (1) 素案作成と今後の方向性について 3. その他
2017年 1月26日 (木)	第4回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定に向けた 作業起草委員会	1. 開会 2. 議題 (1) 第四次町田市地域福祉活動計画答申案について 3. その他
2017年 1月31日 (火)	第5回 第四次町田市地域福祉 活動計画策定検討委員 会	1. 開会 2. 議題 (1) 第四次町田市地域福祉活動計画答申案について 3. その他

## 4 第四次町田市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

16 町社協第 162 号  
平成 28 年 4 月 26 日

第四次町田市地域福祉  
活動計画策定検討委員会  
委員長 小野 敏明 様

社会福祉法人  
町田市社会福祉協議会  
会 長 佐々木 のり

### 第四次町田市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

町田市社会福祉協議会は、平成 24 年 1 月に平成 28 年度を目標年次とする第三次町田市地域福祉活動計画を策定し、「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」を基本理念に地域福祉推進に取り組んでまいりました。

近年では、社会経済状況の変化に伴い、住民の生活課題も複雑多様化しており、地域の福祉力を高めていくことが求められています。

地域の特性を活かした町田らしい福祉の推進に向けた第四次町田市地域福祉活動計画のあり方について、貴策定検討委員会に諮問いたします。

## 5 第四次町田市地域福祉活動計画の策定について（答申）

平成 29 年 2 月 9 日

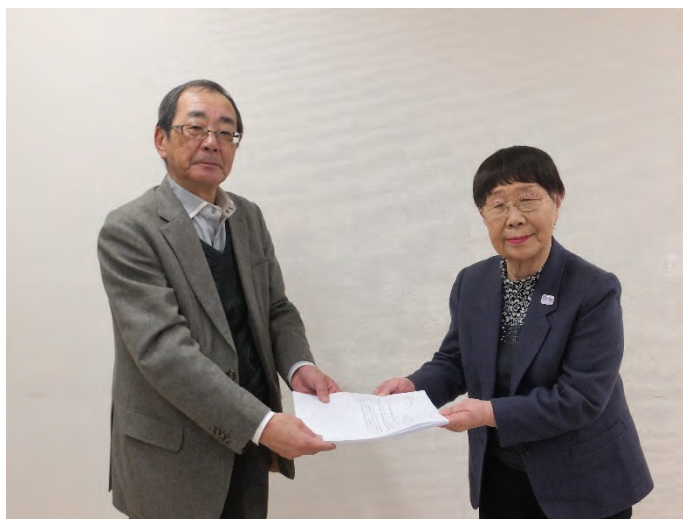
社会福祉法人  
町田市社会福祉協議会  
会長 佐々木 のり 様

第四次町田市地域福祉活動計画  
策定検討委員会  
委員長 小野 敏明

### 第四次町田市地域福祉活動計画の策定について（答申）

平成 28 年 4 月 26 日付 16 町社協第 162 号により諮問された標記の件について、第四次町田市地域福祉活動計画策定検討委員会による協議・検討を行ってまいりました。

本計画の答申に当たっては、町田市が策定した第 3 次町田市地域福祉計画と連携・協働し、社会福祉協議会をはじめ地域住民、関係団体、福祉施設・事業所や専門機関・行政等がつながりをもち、地域の福祉課題を解決することを目指し、別紙のとおり第四次町田市地域福祉活動計画をまとめましたので、ここに答申いたします。



## 6 団体アンケートの結果

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本調査は、町田市内の各地域で活動している団体（人）に、日頃の活動内容、活動の中で感じる地域の課題、活動を行う上での課題等を尋ね、集計結果を町内会・自治会連合会の地区割り別に分析することにより、地区ごとの活動団体の特徴や課題等を把握することを目的とする。

#### ②調査対象

町田市の主な地域活動団体 1,265 団体

調査対象	抽出方法	対象数
町内会・自治会	全数	308
NPO 法人	「まちだの NPO」掲載全団体	184
ボランティア団体	ボランティアセンター登録全団体	165
ふれあいサロン・子育てサロン	町田市社会福祉協議会登録全団体	76
小・中学校及び PTA	小学校 45、中学校 25。私立含む。	140
老人クラブ	連合加盟全団体	120
障がい者当事者会・家族会	全団体	11
高校・大学	高校 14、大学 8。高専、短大含む。	22
地区社会福祉協議会	全団体	2
民生委員・児童委員	全数	237
合計		1,265

#### ③調査方法

アンケート調査・郵送法（督促礼状を 1 回送付）

※老人クラブは直接配布、郵送回収

#### ④調査時期

2015 年 11 月 2 日～12 月 4 日（11 月 17 日 調査票記載締切）



## ⑤回収率

発送・配布数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
1,265	849 (67.1%)	848 (67.0%)

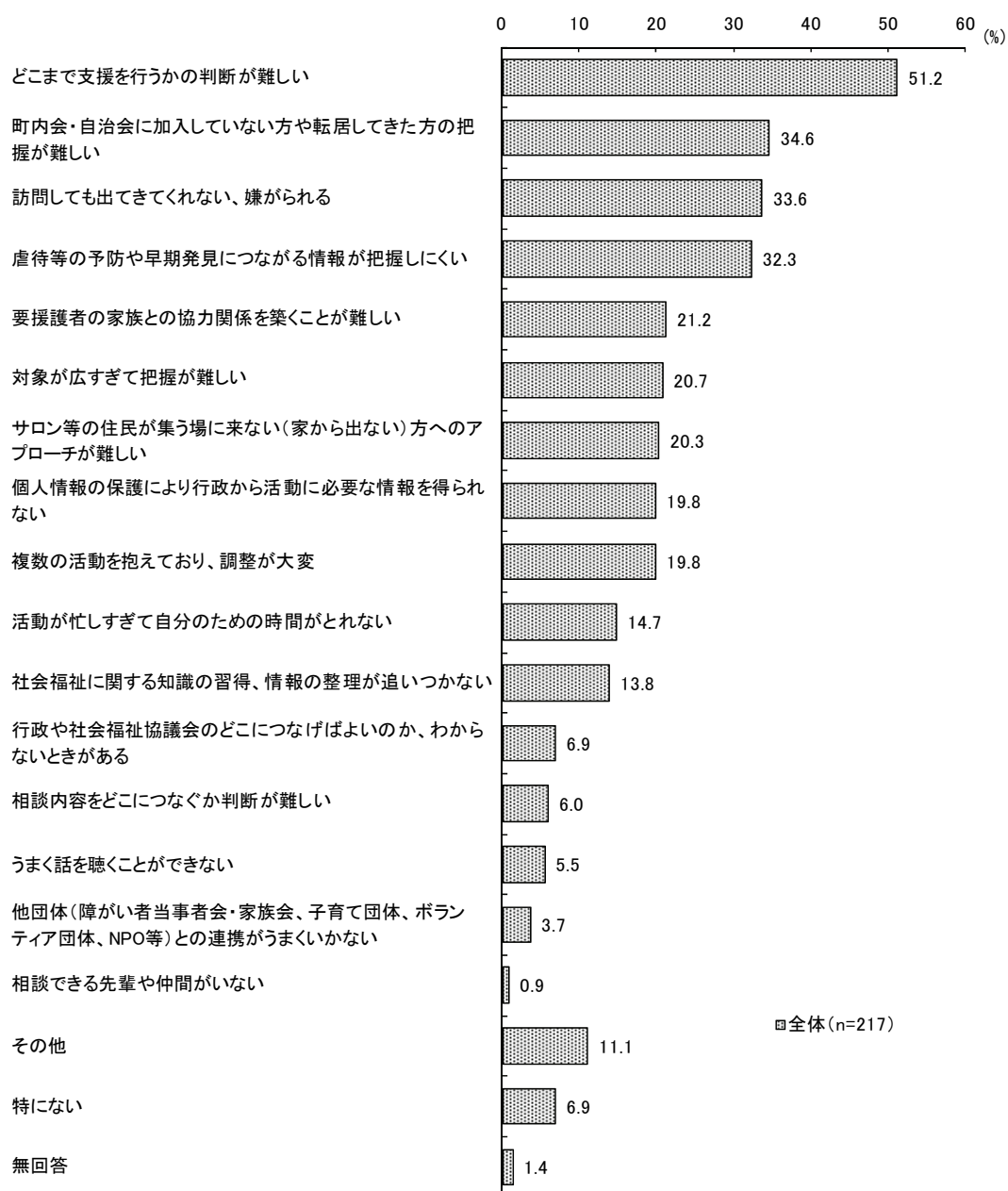
## ⑥調査項目

調査項目		問番号	設問
A 基本 属性	全員	問1	活動種別
	民生委員・ 児童委員	問2	性別、年齢
		問3	活動年数
		問4	担当地区
		問5	活動で困っていることや課題
	活動団体	問6	団体名、名称、連絡先、活動場所
		問7	活動年数
		問8	活動しているメンバーの人数
		問9	年齢層
		問10	活動分野
		問11	活動しているエリア
		問12	活動上の課題
B 団体の活動状況と 課題	問13	活動頻度	
	問14	他団体との交流や協力関係の状況	
	問15	地区協議会の認知状況	
	問16	特に力を入れている活動	
	問17	これから力を入れていきたい活動	
C 市や社会福祉協議 会との関わり方	問18	市との関わり	
	問19	市と連携・協力したい活動	
	問20	社会福祉協議会との関わり	
	問21	社会福祉協議会と連携・協力したい活動	
D 地域の課題	問22	日ごろの活動の中で気づく地域の課題	
	問23	地域の課題を解決するために必要な方策	
	問24	福祉サービスに結びついていない人の有無	
	問24-1	福祉サービスに結び付いていない人の事例、対応・支援の仕方	
E 今後必要なこと	問25	市民の地域活動が活性化するために必要なこと	
	問26	本調査以外での、計画策定への協力(ヒアリング等)の意向	

## (2) 調査結果（抜粋）

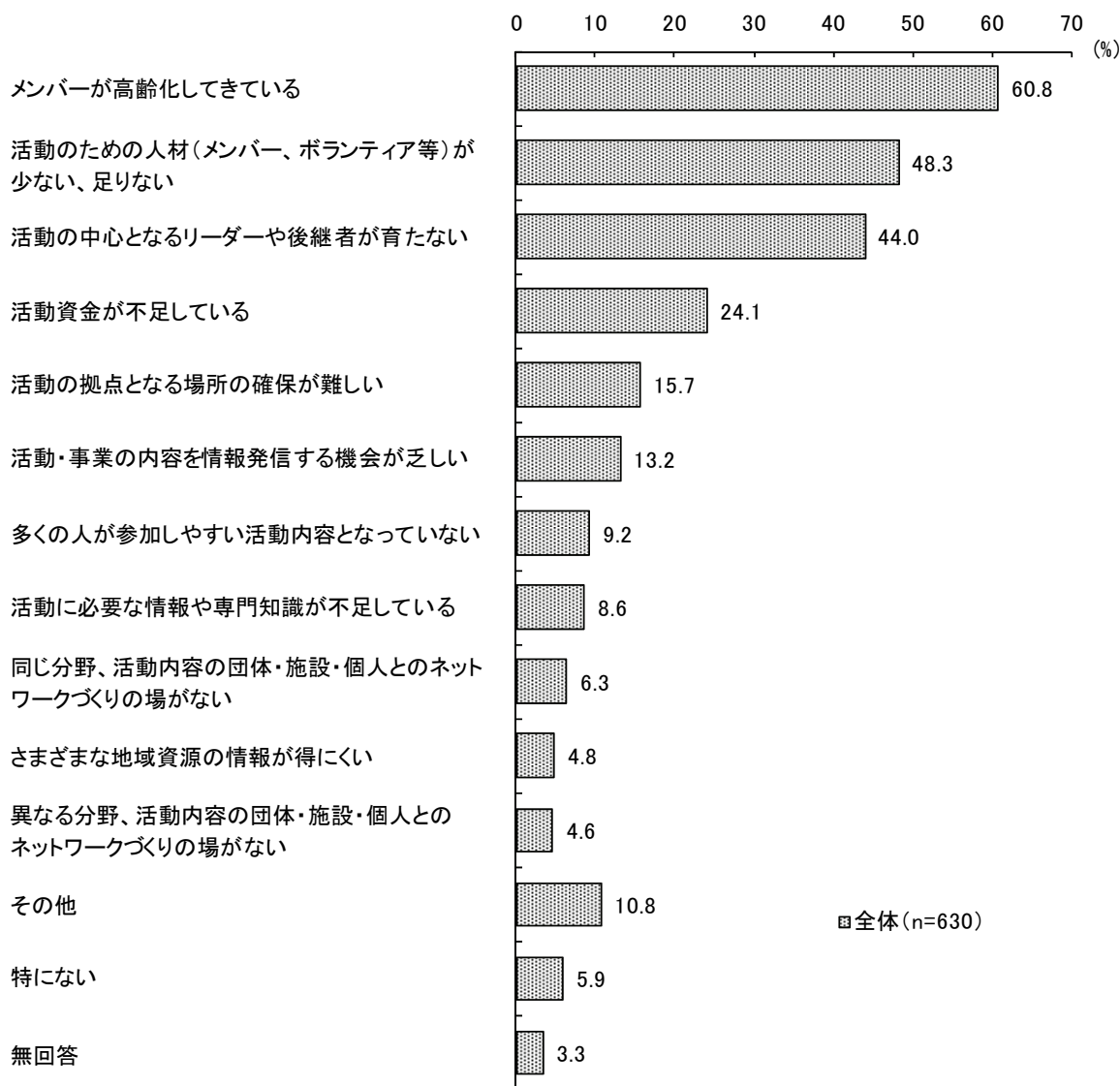
### ①民生・児童委員が活動で困っていることや課題

図表7-1 活動で困っていることや課題(全体:複数回答)  
 <「民生委員・児童委員」>



## ②活動団体の活動上の課題

図表7-2 活動上の課題(全体)  
 <活動団体(民生委員・児童委員以外)>



## ③他団体との交流や協力関係の状況

図表7-3 他団体との交流や協力関係の状況

(全体、活動団体別:複数回答)

		町内会・自治会	小・中学校	社会福祉協議会 (地区社協を含む)	民生委員・児童委員	高齢者福祉施設	青少年健全育成地区 委員会	老人クラブ・老人会	幼稚園(所)・ 保育園・子ども園	地区協議会	ボランティア団体	ふれあいサロン・ 子育てサロン	保護者会・PTA
全	体(N= 848)	63.2	51.4	49.3	36.4	36.4	32.5	30.7	25.1	22.4	18.9	18.9	17.6
活動 団体 別	民生委員・児童委員(n= 217)	69.6	82.9	74.7	75.1	60.8	62.2	33.6	59.9	35.0	14.7	36.9	18.9
	町内会・自治会(n= 197)	85.3	59.4	35.5	31.0	25.9	41.1	40.1	8.1	38.1	8.6	11.7	24.9
	N P O 法人(n= 89)	42.7	38.2	37.1	15.7	28.1	6.7	6.7	28.1	10.1	29.2	10.1	6.7
	ボランティア団体(n= 117)	17.1	23.1	52.1	4.3	32.5	2.6	13.7	9.4	0.9	42.7	10.3	6.0
	ふれあいサロン・子育てサロン(n= 57)	49.1	1.8	70.2	19.3	19.3	5.3	14.0	5.3	3.5	8.8	42.1	1.8
	小・中学校(n= 26)	88.5	80.8	46.2	73.1	38.5	88.5	26.9	57.7	57.7	46.2	7.7	80.8
	小・中学校PTA(n= 13)	92.3	92.3	0.0	46.2	0.0	84.6	7.7	0.0	15.4	23.1	0.0	76.9
	老人クラブ(n= 87)	93.1	34.5	26.4	29.9	39.1	6.9	77.0	6.9	6.9	3.4	10.3	4.6
	障がい者当事者会・家族会(n= 16)	0.0	6.3	68.8	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	25.0	6.3	18.8
	高校・大学(n= 9)	66.7	55.6	11.1	11.1	11.1	33.3	0.0	44.4	33.3	22.2	0.0	44.4
その他の団体(n= 18)	44.4	38.9	27.8	16.7	27.8	27.8	16.7	11.1	5.6	27.8	0.0	16.7	

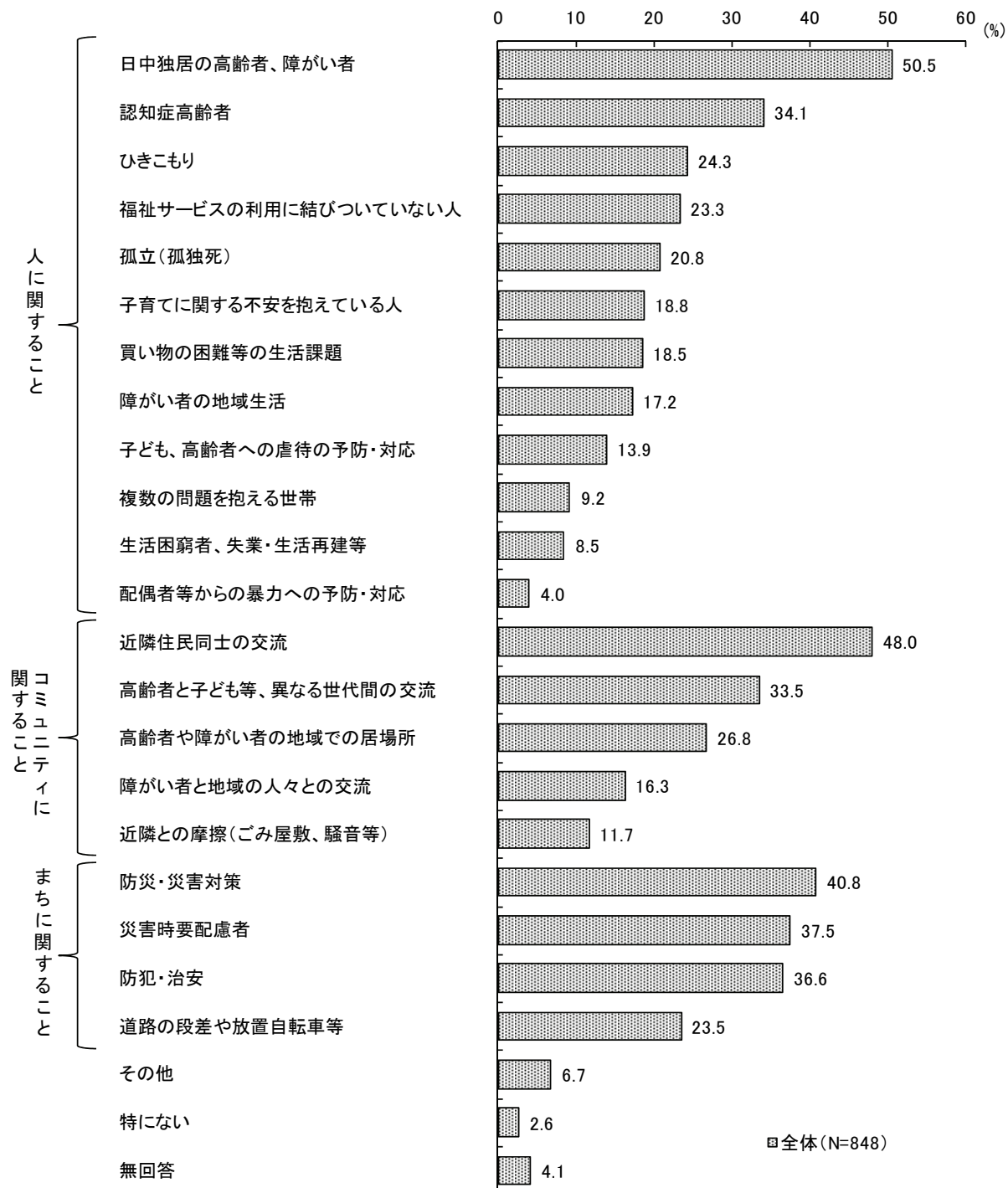
		消防団	N P O 法人	障がい者福祉施設	病院・医療施設	商店会や商店街	高校・大学	障がい者当事者会・ 家族会	母子福祉施設	企業	その他	特 に な い	無 回 答
全	体(N= 848)	17.6	14.6	12.3	10.1	8.7	7.4	6.7	3.2	3.2	8.0	3.8	1.4
活動 団体 別	民生委員・児童委員(n= 217)	6.0	14.3	21.7	5.5	3.7	1.8	6.9	9.2	0.5	6.9	0.5	0.0
	町内会・自治会(n= 197)	60.4	6.6	3.0	8.6	15.7	6.6	1.5	1.0	2.5	5.6	5.1	1.0
	N P O 法人(n= 89)	1.1	49.4	25.8	27.0	14.6	18.0	15.7	1.1	14.6	10.1	3.4	5.6
	ボランティア団体(n= 117)	0.0	13.7	9.4	9.4	3.4	8.5	6.0	0.9	0.9	7.7	8.5	0.9
	ふれあいサロン・子育てサロン(n= 57)	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	5.3	3.5
	小・中学校(n= 26)	34.6	34.6	19.2	38.5	34.6	42.3	7.7	7.7	15.4	3.8	0.0	0.0
	小・中学校PTA(n= 13)	0.0	7.7	7.7	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	老人クラブ(n= 87)	3.4	1.1	2.3	9.2	4.6	0.0	1.1	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0
	障がい者当事者会・家族会(n= 16)	0.0	12.5	37.5	6.3	6.3	0.0	87.5	0.0	0.0	25.0	6.3	0.0
	高校・大学(n= 9)	44.4	33.3	22.2	22.2	33.3	55.6	11.1	11.1	33.3	33.3	0.0	0.0
その他の団体(n= 18)	0.0	5.6	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	5.6	22.2	5.6	

※活動団体別の「地区社協」はサンプル数が1のため除いている。

※横方向に見て、最も割合が高いものに網掛けをしている。

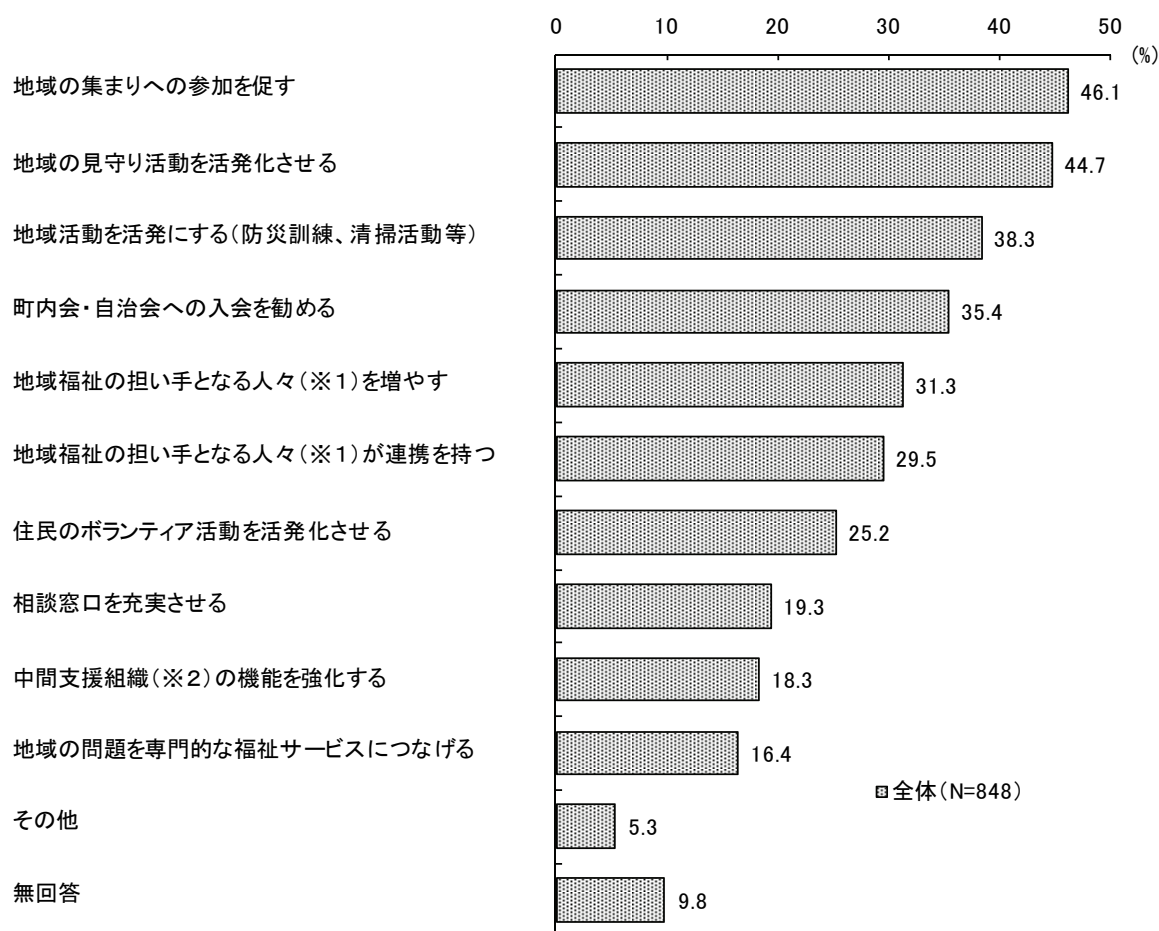
### ④日ごろの活動の中で気づく地域の課題

図表7-4 日ごろの活動の中で気づく地域の課題(全体:複数回答)



## ⑤地域の課題を解決するために必要な方策

図表7-5 地域の課題を解決するために必要な方策(全体:複数回答)



※1 行政、民生委員・児童委員、町内会・自治会、ボランティア団体、NPO 等

※2 住民と住民、住民と行政など之间に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織

## ⑥福祉サービスに結びついていない人の有無

図表7-6 福祉サービスに結びついていない人の有無(全体)



## ⑦社会福祉協議会との関わり

図表7-7 社会福祉協議会との関わり(全体、活動団体別)

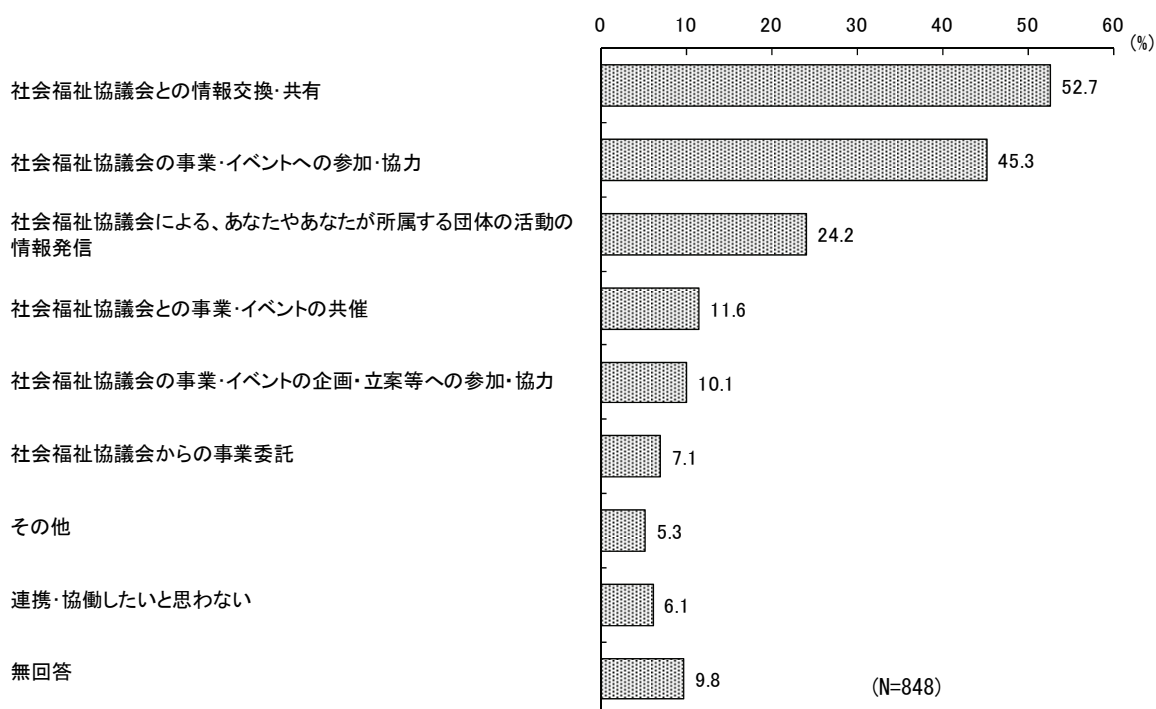
		てし日 活動 して いて 支 援 を く 受 連 携	受 連 携 し た り 、 支 援 を	関 わ り は あ ま り な い	そ の 他	無 回 答
全	体 (N= 848)	25.2	33.3	32.2	4.2	5.1
活 動 団 体 別	民生委員・児童委員 (n= 217)	34.6	43.3	14.7	2.3	5.1
	町内会・自治会 (n= 197)	10.2	32.5	44.2	7.1	6.1
	N P O 法 人 (n= 89)	21.3	25.8	42.7	2.2	7.9
	ボランティア団体 (n= 117)	35.9	29.1	28.2	5.1	1.7
	ふれあいサロン・子育てサロン (n= 57)	50.9	33.3	10.5	1.8	3.5
	小・中学校PTA (n= 13)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	老人クラブ (n= 87)	12.6	28.7	48.3	4.6	5.7
	障がい者当事者会・家族会 (n= 16)	50.0	37.5	6.3	0.0	6.3
	小・中学校 (n= 26)	19.2	42.3	34.6	3.8	0.0
	高校・大学 (n= 9)	11.1	11.1	44.4	22.2	11.1
その他の団体 (n= 18)	16.7	27.8	38.9	5.6	11.1	

※活動団体別の「地区社協」はサンプル数が1のため除いている。

※横方向に見て、最も割合が高いものに網掛けをしている。

## ⑧今後、社会福祉協議会と連携・協力したい活動

図表7-8 今後、社会福祉協議会と連携・協力したい活動(全体:複数回答)



## 7 地区別住民懇談会の開催概要

### (1) 実施目的

- ・ 町内会・自治会連合会の区割り 10 地区ごとに住民懇談会を開催し、地域で活動している人、団体の声を直接聞き、地域の課題等を把握し、「第3次町田市地域福祉計画」、特に地区活動計画、また町田市社会福祉協議会の「第四次町田市地域福祉活動計画」の検討の基礎資料として役立てる。

### (2) 実施方針

- ・ 参加者が主体的に考え解決策を出しあう「全員参加・討論型」とする。

#### 【住民懇談会のルール】

- ・ 思いついたことはドンドン書こう
- ・ 1枚の紙に1つの項目を具体的に簡潔に書こう
- ・ 1つ1つの意見を尊重しましょう

### (3) 参加対象者

- ◆団体アンケート調査で参加意向があった団体
  - ・ 町内会・自治会、民生委員・児童委員
  - ・ NPO法人、ボランティア団体
  - ・ ふれあいサロン・子育てサロン
  - ・ 老人クラブ
  - ・ 障がい者当事者団体・家族会
  - ・ 小学校・中学校、小学校・中学校PTA
  - ・ 地区社協 等
- ◆その他
  - ・ 町田市内の社会福祉法人 57 法人
  - ・ 高齢者支援センター 12 施設

### (4) 懇談会のテーマ

- ・ 地域における課題
- ・ 地域の課題解決のためにしていること・地域でできること



## (5) 実施方法

### ①実施手法

- ・ 6～7人でグループをつくり、グループディスカッション形式で実施。
- ・ 意見や話し合いはKJ法（付箋を使った取りまとめ法）によりまとめ、最後にグループごとに話し合いの結果を発表。

### ②当日配布資料

- ・ 次第
- ・ 地区別データ、地域資源マップ
- ・ 団体アンケート調査結果

### ③次第（2時間）

1. 開会、地区の特徴等・趣旨説明
2. グループごとに自己紹介
3. グループごとの話し合い①「地域における課題」
4. グループごとの話し合い②「地域の課題解決のためにしていること・地域でできること」
5. 休憩
6. グループ発表・意見交換
7. 閉会、アンケート記入

## (6) 地域ごとの日時・会場・参加者数

- ・ 2016年1月から2月に実施。

地区名	日時	会場	参加者数	グループ数
南地区	2月11日(木・祝)18:00～20:00	南市民センター	37	7
高ヶ坂・成瀬地区	2月1日(月) 14:00～16:00	なるせ駅前市民センター	29	4
町田第一地区	2月10日(水) 14:00～16:00	文学館	11	2
町田第二地区	2月9日(火) 18:00～20:00	市庁舎	26	5
玉川学園・南大谷地区	2月8日(月) 18:00～20:00	玉川学園コミュニティセンター	25	4
木曽地区	2月2日(火) 14:00～16:00	木曽森野センター	15	3
忠生地区	1月22日(金) 14:00～16:00	忠生市民センター	31	4
鶴川地区	1月20日(水) 18:00～20:00	鶴川市民センター	52	8
小山地区	1月28日(木) 14:00～16:00	小山市民センター	7	2
相原地区	2月3日(水) 14:00～16:00	堺市民センター	19	3
計			252	42

## 8 第三次計画の評価

第三次計画の2012年度から2015年度の実績について評価を行った。

### (1) 基本計画

#### ◆基本目標1「みんなで学び合い、話し合えるまち」

基本計画	何をどのようにしたいか	評価(2012～2015年度)
1-1 福祉人材の育成支援	地域福祉を支える人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民向けの出張講演会は防災、介護保険が多く、地区社協については 2012 年度のみ実施した。全体的には参加団体が減少傾向にある。また、市民向けの地域福祉コーディネーター養成講座は 2013 年度までの開催となっている。今後は地域における担い手(福祉人材)の育成という目的を意識しながら、広報、講演内容の検討が重要である。</li> <li>・ 小・中学校との連携による福祉教育については、DVD 等の資料配布を行っているが、効果等について小・中学校と共に検討し、今後の方策を検討する必要がある。</li> <li>・ 福祉施設職員研修会は、毎年度内容を精査しながら開催している。研修参加者からは高評価を得ているが、参加施設の固定化も見られる。今後も参加していない施設等のニーズも把握しながら、継続的に開催していくことが望まれる。</li> </ul>
1-2 福祉情報の共有化の推進	地域福祉情報が必要な時に適切に入手できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会のホームページの更新、改善を実施し、助成金や後援事業の情報について積極的に情報提供を図っている。</li> <li>・ 本会の広報についてはモニターを募り、第三者評価を実施し、改善に努めている。</li> <li>・ 地域福祉活動団体の情報収集と提供はボランティアマップの作成等を行っている。</li> <li>・ 今後は市民(活動者)が必要としている情報と広めたい活動等の情報を地域に出て拾い上げて、必要な市民に届くような工夫について検討していくことが重要である。</li> </ul>

#### ◆基本目標2「みんなで協力し、創っていくまち」

基本計画	何をどのようにしたいか	評価(2012～2015年度)
2-1 地区社協を各地で設立	地域課題のいくつか、地域住民の力で解決される	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間では2014年度に南町田福祉ネットワークが地区社協となり、玉川学園地区社協とともに市内に2か所となった。2014年度以降は市の地区協議会の設立支援が始まったため、地区社協の立ち上げについては休止している。今後は地区協議会と地区社協の関係性の検討が必要である。また、本会として地区協議会に参加し、市とも連携しながら地区協議会の中で住民福祉活動の活性化を進めることも考えられる。</li> </ul>

基本計画	何をどのようにしたいか	評価(平成 2012～2015 年度)
2-2 小地域の支え合い活動の立ち上げ支援	地域福祉情報が必要な時に適切に入手できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉活動団体の情報収集を行い、ボランティアマップの作成等により情報提供を行っている。今後はボランティアセンターに登録していない団体の把握とその情報の活用方法の検討が必要である。</li> <li>・ 地域福祉活動につながる人材の発掘として、地域版入門講座、ボランティア入門講座を行った。また、地域福祉活動団体向けの人材育成として、ふれあいサロンスタッフ研修会を行った。今後も人材発掘・育成は継続していく必要がある。</li> <li>・ 団体同士のネットワークづくりとして、サロンの代表者会議、ボランティア団体交流会等を実施した。今後はサロンやボランティアセンター登録団体以外の団体、福祉サービス事業所等も含めたネットワークのあり方を検討する必要がある。</li> </ul>

### ◆基本目標3「みんなで支え合い、安心のあるまち」

基本計画	何をどのようにしたいか	評価(2012～2015 年度)
3-1 地域生活を支援する取り組みの推進	異世代の人々が支え合いながら地域で暮らしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の推進に向けて講演会・学習会等を開催した。市民後見人については東京都の養成事業が2013年度で終了となったため、2014年度から育成事業に取り組んでいる。今後も必要性は増大することが考えられるため、成年後見制度等の権利擁護支援の充実により一層取り組んでいく必要がある。</li> <li>・ ふれあいサロン、子育てサロンは高齢化や担い手不足、活動場所の問題等により団体数が減少傾向にあるため、今後は新規開拓とともに継続のための支援に努める必要がある。</li> <li>・ 学童保育事業は地域と連携を図りながら、地域全体での子育て支援、地域づくりということを意識した取り組みを継続する必要がある。</li> <li>・ 「仲間の家」事業は、障害者総合支援法における市内の放課後等デイサービスの充実により、利用者が減少していることから、今後本会として事業のあり方を検討していく必要がある。</li> </ul>
3-2 複合的な相談に対応できる総合的支援部門の設置	複合的に相談に対応できる組織力・職員のスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員がコミュニティソーシャルワーク研修を受けており、今後はフォローアップと実際の業務への活用方法の検討が課題となっている。</li> <li>・ 複合的な課題を抱える家庭も増加しているため、今後はコミュニティソーシャルワーク研修成果を活かして、社会福祉協議会として、地域のニーズの把握、地域で解決する仕組み、解決できないことを専門機関につなぐ仕組み等の相談体制を検討し、市と連携しながら構築していく必要がある。</li> </ul>

## (2) 重点計画

## ◆重点計画1「小地域福祉活動の展開による地区社協の設立」

事業名	目標値の達成状況			評価
	2011年度 計画策定時	2016年度 目標	2015年度 実績	
地区社協の設立	1か所	新規2か所	新規1か所	・計画期間中には新規で2か所の地区社協の設立が目標値となっていたが、新規は1か所のみとなっている。2014年度以降は市の地区協議会の設立支援が始まったため、地区社協の立ち上げについては休止している。今後は地区協議会と地区社協の関係性の検討、地区協議会の中での住民福祉活動の活性化を進める必要がある。
自宅開放型ふれあいサロンの拡充	8か所	新規10か所	7か所 (現状)	・ふれあいサロン、子育てサロンは高齢化や担い手不足、活動場所の問題等により団体数が減少傾向にあるため、今後は新規開拓とともに継続のための支援に努める必要がある。
支え合い活動に関する広報啓発	未実施	○社協だよりによる広報 ○HPでの活動紹介 ○活動等紹介のための冊子作成・配布	○社協だよりの作成 ○HPでボランティア団体、個人ボランティアの紹介 ○ボランティアマップの作成・配布	・概ね目標は達成している。今後は市民(活動者)が必要としている情報と広めたい活動等の情報を地域に出て拾い上げて、必要な市民に届くような工夫について検討していくことが重要である。

## ◆重点計画2「福祉人材の育成」

事業名	目標値の達成状況			評価
	2011年度 計画策定時	2016年度 目標	2015年度 実績	
福祉専門職の人材育成	○町田市介護人材開発センター事務局立ち上げ ○福祉施設職員研修会の実施	○町田市介護人材開発センターの充実 ○福祉施設職員研修会の実施 ○障がい、児童を対象にした研修開催に向けた検討会の実施	○町田市介護人材開発センターの社団法人化により独立 ○福祉施設職員研修会の実施 ○分野にこだわらない福祉施設職員研修会の実施	・福祉施設職員研修会は、毎年度内容を精査しながら開催している。研修参加者からは高評価を得ているが、参加施設の固定化も見られる。今後も参加していない施設等のニーズも把握しながら、継続的に開催していくことが望まれる

事業名	目標値の達成状況			評価
	2011年度 計画策定時	2016年度 目標	2015年度 実績	
住民主体の福祉活動のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域社会資源の把握</li> <li>○人材・地域力の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉コーディネーター技術研修の実施</li> <li>○講座修了生の活動把握</li> <li>○講座修了生へのフォローアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉コーディネーター養成講座の実施（2012・2013年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向けの地域福祉コーディネーター養成講座は2013年度までの開催となっている。今後は地域における担い手（福祉人材）のあり方を検討し、出張講演会等も含めて事業内容を検討していく必要がある。</li> </ul>

### ◆重点計画3「成年後見制度等の活用による権利擁護支援の充実」

事業名	目標値の達成状況			評価
	2011年度 計画策定時	2016年度 目標	2015年度 実績	
関係機関等の活用による成年後見等ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関とのネットワーク構築のための広範囲な啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携の強化</li> <li>○関係機関との連携のもと相談窓口の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の推進に向けた講演会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の推進に向けて市民向けの講演会・学習会等を開催した。今後はより一層市民の協力者のすそ野を広げ、関係機関、団体等のネットワークによる地域の活力を連携させて、成年後見制度等を必要としている人に向けた支援を充実する必要がある。</li> </ul>
法人後見・法人後見監督業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民後見推進事業、監督業務の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民後見推進事業開始、後見業務の充実</li> <li>○市民後見推進事業、監督業務の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民後見人の育成事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人（社会貢献型後見人）については東京都の養成事業が2013年度で終了となったため、2014年度から育成事業に取り組んでいる。今後も市民後見人の必要性は増大することが考えられるため、市と連携しながら育成事業により一層取り組んでいく必要がある。</li> </ul>

## 9 用語集

### ア行

#### NPO 法人

NPO（non-profit organization）とは民間非営利組織といわれるもので、営利を目的としない社会的な活動を行う民間組織を指す。1998年に施行された特定非営利活動促進法に基づき設立された法人をNPO法人という。

### カ行

#### 介護予防

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。

町田市では2017年4月1日より開始される。介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されており、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できる方は、要支援1または2を持っている方と、事業対象者である。「一般介護予防事業」を利用できる方は、65歳以上の方である。

#### ガイドヘルパー

視覚障がい者や全身性障がい者の外出時の付き添い介助をする人のことである。

#### ガバナンス

組織における意思決定、執行、監督に関わる機構のことをいう。

#### 高齢者支援センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センターとは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療・財産管理・虐待などの相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント等の業務を行う、介護保険法に規定された機関。町田市では対象者や役割を分かりやすくするため、「高齢者支援センター」と呼んでいる。日常生活圏域をふまえて設置され、町田市に委託された法人が運営する。（12箇所設置）

## 子ども家庭支援センター

子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口。0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受ける他、ひとり親家庭が自立した生活を送るため、生活全般や就労等に関する相談やサービスの提供を行っている。

## 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。主なポイントは次の通りである。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④基礎自治体（市町村）が実施主体（市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施）
- ⑤社会全体による費用負担（消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としている）
- ⑥政府の推進体制（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦子ども・子育て会議の設置

## 子どもの貧困対策推進法

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」のことである。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

## コミュニティソーシャルワーカー

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践するスタッフのこと。高齢者、生活保護受給者など、生活支援が必要な人たちを支援するための見守りや地域とのつながりをつくるためのセーフティーネットの確立や、生活支援が必要な人から寄せられる相談への対応や必要な福祉サービス利用申請の支援、地域との住民活動への協働支援などを行う。

## サ行

### 災害対策基本法

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。平成25年6月の一部改正では、大規模広域な災害に対する即

応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化等が盛り込まれた。

### 児童相談所

児童の福祉に関する各般の問題について市町村からの送致や家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行うことを業務とする児童福祉行政機関。必要に応じ、児童の一時保護、児童福祉施設入所・里親等委託等の措置を実施するほか、親権者の親権喪失宣告請求・児童の後見人の選任等の民法上の業務も行っている。

### 市民後見人

親族や専門職による後見人以外に成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う者として養成された人のこと。また、東京都においては、市民後見人が受任するにあたっては、社会福祉協議会が監督人を受任することが前提であるとの見解を東京家庭裁判所が示している。現在、町田市に登録された市民後見人は18人いる。近年、後見業務を担うのは約3割が親族、残りの7割が弁護士等の専門職であるが、親族の方が後見人をできない場合があるため、市民後見人が求められている現状がある。

### 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことである。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された。

### 障がい者支援センター

障がいに関する相談や手続きをすることができる地域の総合相談窓口。市内に5箇所設置され、専門のスタッフが相談を受ける。

### 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。「障害者自立支援法」の名称が改められ、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げている。また、障がい者の定義に難病等が追加され、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

### 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るための法律で、2015年より施行された。町田市では生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行う。



### 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実および高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに地域資源の開発や地域のニーズ把握などを行う人のこと。

### 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難なものについて、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。

### 成年後見制度利用促進法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」のことである。この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものである。平成28年5月13日に施行された。

## 夕行

### 地域子育て相談センター

「安心して、楽しく子育てができるまち」を目指して、2014年から設置された施設。マイ保育園事業の推進のほか、アウトリーチ（出張子育て相談等）を中心に、子育て関連施設の運営支援、専門部署との連携により、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図っている。

### 地域福祉コーディネーター

住民の地域福祉活動の支援を目的に専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発などを行う者。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制のこと。

### 地区協議会

地域住民の生活全般に関わっている町内会・自治会と、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成地区委員会の他、教育・福祉・防犯・防災・健康・環境等の多様な専門分野で活躍する地区

内の各種団体が一つのテーブルに集まり、地区の情報を共有し、地区の課題についてを話し合い、取り組むべき事業を自ら選択するための組織。

## 地区社協

福祉問題の解決に向け地域ごとに協議・活動していく、地域で組織された任意団体。

## ナ行

### 認知症高齢者

脳の知的な働きが、広範な器質的障がいなどの後天的な病気により、持続的に低下した高齢者で「認知症症状」を示している高齢者のこと。

## ハ行

### 福祉サービス苦情調整第三者委員会

福祉サービスの利用に関する苦情のうち、必要に応じて専門的見地からの意見を求めることのできる第三者機関。町田市社会福祉協議会会長が委嘱する、法律や福祉など専門的知識を有する5名以内の委員で構成し、任期は2年である。

### 福祉サポートまちだ

高齢者や障がい者などの方々が安心して生活できるよう、福祉に関する相談を受け付けている。地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、福祉サービス苦情相談、高齢者・障がい者のための福祉法律相談を行っている。

### ふれあいサロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人を結ぶふれあいの場として、地域住民が運営する交流の場。地域の集会所や個人宅で開催される。

### ボランティアセンター

町田市内におけるさまざまな分野のボランティア活動を推進し、支援するために設置され、ボランティアの総合窓口として主にボランティア活動に関する相談、ボランティアコーディネーター、情報の収集・提供、各種講座の開催や普及・啓発、ボランティア活動支援（会議室、印刷機等の貸し出し）等の事業をおこなっている。

## マ行

### 町田市介護人材開発センター

町田市内の介護保険事業に携わる職員、市民・関係者の研修体系の開発や、専門性向上に向けた研修実施を行い、必要とされる介護・福祉・看護等の人材確保及び育成を総合的に推進する

ことで、町田市の福祉の向上に寄与することを目的としている。

### 民生委員・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において住民の社会福祉に関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に沿って活動する。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

## ヤ行

### 要介護（要支援）認定者

被保険者が介護サービスを受けるため、要介護申請を市町村に申請し、認定を受けた者。市町村は申請に基づき、被保険者の心身の状況等を調査する認定調査とともに、主治医の意見を聞き、一次判定を行う。一次判定結果を踏まえて介護認定審査会で審査・判定した二次判定結果が最終的な結果となる。認定の結果、要介護者、要支援者または非該当者に区分される。要介護者は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、要支援者は家事や身支度等の日常生活に支援が必要とする状態の人をいう。

### 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮が必要な人のこと。

## ワ行

### 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

以下の具体策の検討を加速化するため、2016年7月15日に厚生労働省に設置された。『地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。具体的には「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。(第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部/2016年7月15日の資料から抜粋)』

## 第四次町田市地域福祉活動計画

2017年3月

発行・編集 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会  
〒194-0013 東京都町田市原町田4丁目9番8号  
電話 042(722)4898  
URL <http://machida-shakyo.or.jp>



町田市社会福祉協議会  
イメージキャラクター「あいちゃん」